

減量化等計画書について

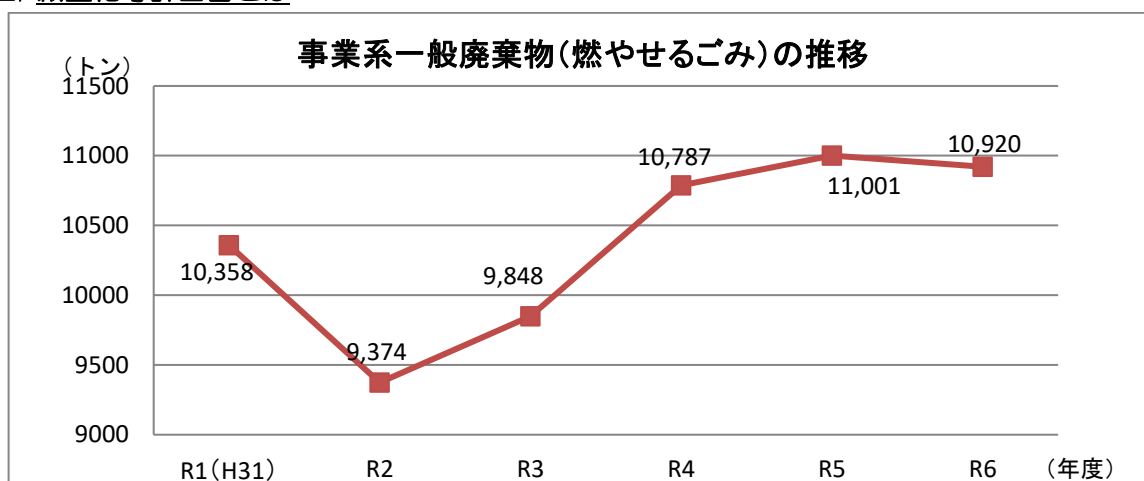
茅ヶ崎市では、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例により、多量排出事業者に対し減量化等計画書の提出を義務付けております。

(1) 多量排出事業者とは

1年間（令和6年4月から令和7年3月まで）の事業系一般廃棄物の排出量が60トン以上となった事業所のことをいいます。

令和6年度は市の事業系一般廃棄物（燃やせるごみ 10,920 t）のうち多量排出事業者の排出量（同 3,164 t）が約**28.9%**を占めています！

(2) 減量化等計画書とは



事業系一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、種類毎のごみ発生量や資源化量、処理・再生委託業者や減量化・資源化の取り組みなどについて、令和6年度の実績及び令和7年度の計画を記載していただくものです。

ご不明点等ございましたら茅ヶ崎市資源循環課までお問い合わせください。

（事務担当）

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当

電話 0467-81-7178

【参考】関係法令及び市条例等の抜粋

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第6条の2第5項 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

■茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

(多量排出事業者の義務)

第16条 市長は、事業系廃棄物を多量に排出し、かつ、一般廃棄物処理計画における一般廃棄物処理量の見込みに著しい影響があると認めるときは、当該事業系廃棄物を排出する者(以下「多量排出事業者」という。)に対して、減量化及び資源化を図るように指示することができる。

2 多量排出事業者は、前項の規定による減量化及び資源化の指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画を記載した書類(以下「減量化等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

3 多量排出事業者は、減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第17条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書に基づく減量化及び資源化を図ることができないと認めたときは、期限を定めて改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(受入拒否)

第18条 市長は、多量排出事業者が減量化等計画書を提出しないとき、又は前条に規定する勧告に従わず、かつ、改善の意思がないと認めるときは、当該多量排出事業者からの事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

■茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

(多量排出事業者の指定等)

第4条 条例第16条第1項に規定する多量排出事業者は、一事業所単位で、年間おおむね60トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者とする。

2 条例第16条第2項に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み
- (2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名
- (3) 事業系一般廃棄物のうち減量化をすることができるものの種類及び数量並びに減量化の方法
- (4) その他減量化及び資源化の計画